

家庭的保育のあり方に関する研究(中間報告)(平成19年10月29日) ～概要～

主任研究者 小山 修(日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長)
担当研究者 庄司 順一(青山学院大学教授)

1. 家庭的保育とは

家庭的保育の概要

家庭的保育者の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育

- ・実施自治体数 83か所(2005年)
- ・家庭的保育者数 1,124人(2006年4月)
- ・利用児童数 2,000人(2006年4月)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議(中間報告)

3才未満児に対する家庭的保育(保育ママ)を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充

2. 家庭的保育のメリット・デメリット

家庭的保育のメリット

- ・特定の保育者が少人数の保育を行うことから、子どもと保育者間、保育者と保護者間に密接な関係を築きやすく、また個別で柔軟な対応が可能
- ・適切な生活リズムや兄弟関係に近い仲間関係などを経験することにより、集団生活への移行がスムーズになる

家庭的保育のデメリット

- ・保育者個人の資質や人間性の影響が大きい
- ・密室性
- ・保育者の孤立
- ・休暇の取得が困難

デメリット解消の方策

- ・保育者への援助体制の整備
- ・保育所との連携
- ・保育者の身分や待遇の保障
- ・子どもの健康への支援
- ・地域の資源の充実とアクセシビリティの拡大
- ・保育者や子どもとの関係調整のできる第三者機関の設置

3. 地方や諸外国の状況

(1) 地方の家庭的保育の状況

家庭的保育を実施する自治体の特徴

- ・関東地区に集中
- ・待機児童が多く、低年齢児保育ニーズが高い
- ・地方単独事業として実施する自治体が多い(定義や運用の形態は一律ではない)
- ・国庫補助事業を導入する自治体は少ない
 - 国庫補助を導入していない理由
 - ・すでに単独事業で実施しているため、二重構造にせざるを得なくなり、実施体制が複雑になる
 - ・国庫補助事業は保育者の資格要件が厳しい
 - ・連携保育所該当する保育所がない
 - ・連携保育所を指定することは、連携保育所への負担増となる

自治体における家庭的保育の必要性

- ・多様な保育ニーズに対応するさまざまな選択肢
- ・認可保育所の低年齢児保育の補完
- ・認可保育所の待機児童問題の緊急対応策

家庭的保育を強化・充実するための条件

- ・連携保育所と家庭的保育の連携強化
- ・児童福祉法に家庭的保育を制度として位置づけ
- ・事業の重要性のPR

(2) 諸外国の家庭的保育の状況

家庭的保育を実施する諸外国の特徴

○保育需要への対応

諸外国(フランス等)
必ずしも公的な保育施設の建設で対応していない。

日本
保育施設の建設で対応してきた。

○家庭的保育

諸外国(フランス等)
自然発生的に実施されてきた保育ママに行政が認定や支援を行うことにより質を担保し促進してきた。

日本
児童福祉法第24条第1項ただし書きの「その他の適切な保護」を行うために質を担保する形で実施してきた。

4. 家庭的保育の普及・定着のための課題

法的位置づけの明確化

通常保育の一つとして法的位置づけを明確にする。

○家庭的保育者の資格要件

- ・保育の質を担保するため、保育士並びに看護師を基本
- ・幼稚園教諭や子育て経験などを条件に研修受講により、家庭的保育者として認定を受けているものに配慮

実施基準等の整備

安全性や質の確保の観点から、事業の実施基準や保育内容、研修等のガイドラインを定める。

○実施基準等の内容

- ・安全性や保育の質を確保するため、最低限遵守する実施基準の明確化
- ・保育所保育指針に準じた家庭的保育独自のガイドライン等の作成
- ・スキルアップを図るための研修体系の構築
- ・家庭的保育者同士の情報交換の場の提供
- ・家庭的保育に関するDVD、事例集による情報提供

家庭的保育者への支援

密室性、孤立性を克服し、家庭的保育者が安心して従事できるように、適正な処遇や連携保育所等によるバックアップ体制を整備する。

課題

代替保育の困難

密室性・孤立性

安定した事業の実施

バックアップ体制

- 認可保育所との連携
一時保育、日常的な交流、行事への参加、保育者同士の交流
- 地域の社会資源の活用
市町村、保健所、保育所、地域の子育て支援拠点等による、家庭的保育者への情報提供
- 巡回指導
監督指導的な部分とサポート的な部分での支援
- 評価システムの導入
第三者評価の設定等

人材の養成・確保

市町村、養成施設等での家庭的保育を担う人材(保育士OB等)の教育・研修

○研修の体系

基礎(就業前)研修

位置づけ:家庭的保育者として保育をスタートする前に受講する研修

目的:家庭的保育について理解し、保育者としての質を均一にする



初級研修(現任研修)

位置づけ:家庭的保育をスタートさせて一定期間内(例:2年間)の保育者に対する研修

目的:家庭的保育を始めてから出てくる疑問や問題点の解決



中級研修(現任研修)

位置づけ:経験年数を重ねた家庭的保育者に対する研修

目的:専門的知識、技術、論理の習得



上級研修(現任研修)

位置づけ:十分に経験を積んだ家庭的保育者に対する研修

目的:後続の家庭的保育者に対して助言・指導していく力の習得

○家庭的保育

保育士養成課程においても家庭的保育について学習する機会を確保する

安定的財源の確保

市町村において持続的に実施できるように、家庭的保育事業に対する安定的財源を確保する。

家庭的保育を強化・充実するための条件

家庭的保育の良さが社会や保護者に広く認知されるように、制度のメリットのPRを強化する。

○課題

- ・視覚的なPRの実施 → DVD、ホームページ、紙媒体等を活用し家庭的保育内容の紹介
- ・家庭的保育を実施していない市町村を対象とする研修

研究者一覧

- 小山 修 (日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部長)
庄司 順一 (青山学院大学教授)
尾木 まり (子どもの領域研究所所長)
網野 武博 (上智大学教授)
福川 須美 (駒沢女子短期大学教授)
上村 康子 (天理大学 准教授)
鈴木 道子 (全国家庭的保育ネットワーク代表)